

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 14 日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(ベトナム産養殖えびのドキシサイクリン)

標記については、令和 5 年 2 月 13 日付け事務連絡で、ベトナム産養殖えびのドキシサイクリンにかかる検査命令を実施するよう連絡しているところです。

当該事務連絡では、参考情報として、受託可能とする 2 機関を示しておりましたが、下記のとおり、4 機関において可能ですので、お知らせしますとともに、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

(参考)

ドキシサイクリンに係る検査命令受託可能検査機関

- 一般財団法人 新日本検定協会
- 一般財団法人 東京顕微鏡院
- 一般財団法人 日本食品検査
- 一般社団法人 食肉科学技術研究所